

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者の方は、地方税 法の定めにより、下記の期間中、令和2年度の土地 価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿をご覧 いただけます。

【縦覧期間】

4月1日(水)~6月1日(月) 8時30分~17時15分(土日祝日除く)

【縱覧場所】稅務課窓口

- ※納税通知書や課税明細書または運転免許証や保 険証など、納税者ご本人であることが確認でき るものを持参してください。
- ※納税者と同一世帯の親族で納税者からの委任が 認められる方、納税管理人の方、納税者の代理人 として委任状などを示した方が縦覧できます。

問税務課 Ⅲ(57)4123

軽自動車税の課税免除(商品車)について

商品であって使用しない軽自動車等に対する軽 自動車税は町税務課に申請をいただくことで、課 税免除を受けることができます。

【課税免除要件】

〈所有者〉

- ①古物営業の許可を受けている。
- ②町税の滞納がない。

〈車両〉

- ①平成30年4月2日以降に取得したもの。
- ※平成30年4月1日以前に取得した車両については平成31年度に課税免除を受けており、かつ、次の②から④の要件を満たす場合、課税免除の対象となります。
- ②販売を目的として取得したもの。
- ③商品車として町に登録のあるもの。
- ④町内の一定の場所に置かれ、使用しないもの。
- ⑤試乗車、回送車及び代用車を除く。
- ⑥申請者が、賦課期日現在において登録上の所有 者及び使用者と同一であること。

【申請方法】

以下の書類を毎年4月10日(閉庁日の場合は翌 開庁日)までに税務課までご提出ください。

- ·軽自動車税課税免除申請書(商品車)
- ・古物商許可証の写し
- ・車両の展示状態がわかる写真
- ・走行距離計表示値がわかる写真
- ※申請書は町公式ホームページからダウンロード できますので、ご活用ください。

問税務課 Ⅲ(57)4123

おれんじカフェ

認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。

■4月15日(水)13時30分~15時30分

動ひまわり館 多目的室1 ¥無料

【オブザーバー】 野木町役場 保健師

問健康福祉課 Ⅲ(57)4173

野木町フードドライブに ご協力ください

食の支援が必要な方へ、ご家庭で余っている食品の ご提供をお願いいたします。

【受付食品】※賞味(消費)期限が3ヶ月以上のもの 缶詰、レトルト食品、乾麺、乳幼児食品、醤油、 味噌、米、アルファ米等

【受付場所】 ひまわり館、きらり館、ホープ館

※各施設の開所日・時間内

問ひまわり館 皿(33)6878

戦没者等のご遺族へ

戦後75周年を向かえるにあたり、戦没者等の ご遺族に対する特別弔慰金(第11回)が支給され ます。

【対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月 1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷 病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受 ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、 次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔 慰金が支給されます。

- (1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族 等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の 親族(甥、姪等)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和2年4月1日~令和5年3月31日

問健康福祉課 Ⅲ(57)4196

(16) 記号の見方 **目**…日時 **弱**…場所 **容**…内容 **3**…対象者 **定**…定員 **4**…費用 **申**…申込